

滋賀県既存建築物耐震改修促進計画骨子案

計画の趣旨

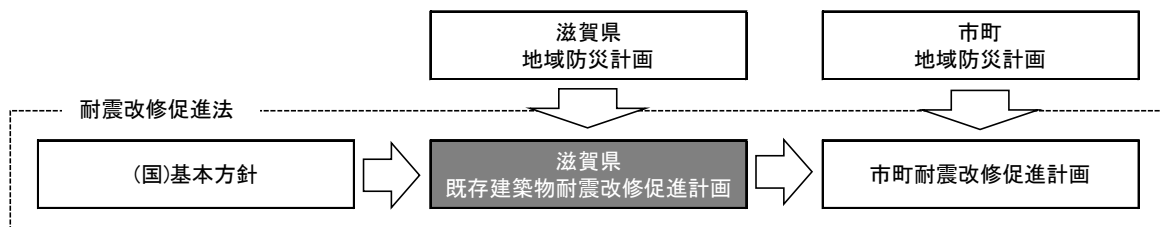
大地震による人的被害を最小限に留めるため、耐震化率の向上を目標とする

計画の期間

令和8年度～令和17年度(10年間)

計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条により定めるものとされており、国が定めた基本方針に基づき、滋賀県における建築物の耐震診断および耐震改修の促進に関する総合的な計画とする。



住宅の耐震化の進捗状況と課題

○住宅の耐震化率の現状値2023(R5)年は約89%であり、2003(H15)年から5年毎に3～5%の伸び率で進捗。

一定進捗があったものの、**計画期間内での目標達成は難しい状況。**
目標耐震化率：令和7年度に95%

○旧耐震基準の住宅は、この20年間で3割減少※1)、耐震性の不十分な住宅は半減(約51千戸減)※2)、新耐震基準の住宅は、この20年間で5割強増加※3)
※1:約160千戸(2003年)→約112千戸(2023年)
※2:約115千戸(2003年)→約64千戸(2023年)
※3:約276千戸(2003年)→約467千戸(2023年)

耐震性の不十分な住宅の耐震改修、除却、建替え、非居住化や、新しい住宅の供給が進み、住宅の耐震化率が伸びてきたと考えられる。

○耐震化率を建て方別にみると、戸建て住宅が約84%、共同住宅が約98%であり、また、耐震性不十分な住宅の約9割以上※4)が戸建て住宅。
※4:耐震性が不十分な住宅：約64千戸うち戸建て住宅が約59千戸

戸建て住宅の耐震化を進めていくことが課題。

○耐震化率を市町別にみると、耐震化率が低い市町は高齢化率が高い傾向。

高齢者世帯が居住する住宅の耐震化を進めていくことが課題。

耐震化の目標設定

●国の基本方針

【住 宅】

現計画の目標（R12）	現 状（R5）	令和17年度
概ね解消	約 90%	概ね解消

耐震診断義務付け対象建築物

【要緊急安全確認大規模建築物】

現計画の目標（R7）	現 状（R5）	令和12年度
概ね解消	約 93%	概ね解消

【要安全確認計画記載建築物】

現計画の目標（R7）	現 状（R5）	早期
概ね解消	約 44% （避難路沿道建築物）	概ね解消
	約 85% （防災拠点施設等）	

●滋賀県の目標（次期計画案）

【住 宅】

現計画の目標（R7）	現 状（R5）	令和17年度
95%	約 89% （推計）	概ね解消

耐震診断義務付け対象建築物

【要緊急安全確認大規模建築物】

現計画の目標（R2）	現 状（R7）	令和12年度
概ね全棟の耐震化	約 96%	概ね解消

【要安全確認計画記載建築物】

現計画の目標（R7）	現 状（R7）	令和17年度
概ね全棟の耐震化	約 45% （避難路沿道建築物）	概ね解消
	約 71% （防災拠点施設等）	

基本的な取り組み方針

- 「自らの命や財産は自ら守る」「地域防災対策を自らの問題としてとらえる」ことについて、県民の意識を深める。
- 県、市町、その他団体が協働し、耐震化を行いやすい環境整備、負担軽減などの施策を講じる。
- 住宅および耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の強化を図る。
- 高齢者世代が居住する住宅の耐震化の強化を図る。**

今後のスケジュール

令和7年	10月	常任委員会報告（骨子案）
	11月	市町・庁内照会（原案）
	12月	常任委員会報告（原案）
	12月	県民政策コメントの実施
令和8年	3月	常任委員会報告（県民政策コメント結果・計画案）・策定・公表